

改正

- 平成24年10月9日告示第59号
- 平成25年5月23日告示第33号
- 平成25年6月25日告示第42号
- 平成25年12月10日告示第79号
- 平成26年3月31日告示第87号
- 平成26年5月22日告示第31号
- 平成26年6月23日告示第40号
- 平成27年12月28日告示第72号
- 平成30年3月12日告示第12号
- 令和3年3月18日告示第11号

野田村生活再建住宅支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 東日本大震災により被災した住宅の早期復興に資するため、岩手県が制定する生活再建住宅支援事業補助金交付要綱第3条に規定する事業として、野田村が生活再建住宅の支援に関する事業及びそれに関連して野田村が行う事業の実施に関し、野田村補助金交付規則（昭和43年野田村規則第5号）及びこの要綱により、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 東日本大震災 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及び津波並びに平成23年4月7日に発生した余震による災害をいう。
- (2) 新住宅債務 自ら居住していた住宅に被害を受けた者（東日本大震災により住宅に被災を受けてり災証明又は被災を証明する書類の交付を受けた者又はその家族。以下「被災者」という。）が、村内に自ら居住するための住宅の建設若しくは購入（以下「新築」という。）又は補修若しくは改修（増改築を含む。以下同じ。）を目的に借入れをした資金であって、平成23年3月11日以降に金銭消費貸借契約を締結したものをいう。
- (3) 既往住宅債務 被災者であり、かつ、村内に自ら居住するための住宅に係る新住宅債務を有する者が、住宅の新築、補修又は改修を目的に借入れをした資金であって、平成23年3月11日以前に金銭消費貸借契約を締結したものをいう。
- (4) 被災住宅補修等工事 東日本大震災で被災した村内の住宅（以下「被災住宅」という。）について、被災者が自ら居住するために行う補修又は改修に必要な工事をいう。
- (5) 被災宅地復旧工事 個人が所有する東日本大震災で被災した村内の宅地（営利を目的とする不動産事業の用に供する土地を除く。以下「被災宅地」という。）の安全性を回復するために必要な工事をいう。
- (6) 復興住宅 住宅を滅失した被災者（住宅をやむを得ず解体した者及び住宅が居住不能になったものを含む。）が、生活再建の場として、村内に自ら居住するための住宅をいう。
- (7) 復興住宅新築 復興住宅の購入、建設、改修（被災住宅以外の住宅の改修で、購入又は建設に準ずるものとして、村長が認めたもの）又は賃貸（ただし、次条第4号交付対象の欄中、(6)に掲げる事業に限り適用する。）をいう。
- (8) バリアフリー基準適合証明申請経費 復興住宅新築を行う被災者が実施したバリアフリー対応工事の内容証明を（財）岩手県建築住宅センター又はその他の評価機関（以下「評価機関」という。）に依頼し、その手数料として設計業者等及び評価機関に支払った金額をいう。
- (9) 復興事業 防災集団移転促進事業及びがけ地近接等危険住宅移転事業をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 この補助金の交付対象は、東日本大震災において被災した住宅の復興のために前条に規定する住宅融資に対する借入債務の利子、被災住宅補修等工事、被災宅地復旧工事、復興住宅新築及びバリアフリー基準適合証明申請に要する経費で、その内容が次表に掲げるものとする。

(1) 利子補給及び利子相当額補助

交付対象事業	り災証明等	借入先	期間
新築（利子相当額補助）	必要	独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）及び民間金融機関等	
補修又は改修（利子補給）	必要	機構及び民間金融機関等	令和3年度末まで
既往住宅債務（利子補給）	必要	借り入れた金融機関等	

(2) 復興住宅新築

交付対象事業	り災証明等	交付対象	期間
復興住宅新築	必要	被災者が行う復興住宅新築で、次のいずれかに該当するものとする。 (1) バリアフリー対応 評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の9の9-1(3)ハ等級3の基準を満たすもの。（既存住宅の購入にあつては、同基準第5の9の9-1(4)ハ等級3の基準を満たすもの。） (2) 県産材使用 1立方メートル以上の県産材（岩手県産材認証推進協議会が実施する県産材の産地証明制度により、県産材として証明されたもの又は村長が認めたもの。）を使用するもの。 (3) 地域産材使用 県産材使用のうち久慈地域（洋野町、久慈市、野田村及び普代村の範囲をいう。）の木材を使用するもの。 (4) 給水装置工事 給水のため村の配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具の設置に係る経費。 (5) 排水設備工事 排水設備の設置に係る経費。 (6) 移転費用補助 仮設住宅等から復興住宅に移転する際に係る経費。 (7) 景観再生補助 復興住宅（災害公営住宅を除く。）敷地に第5条に掲げる要件を満たす生垣等を設置する際の経費。	

(3) バリアフリー基準適合証明申請経費補助

交付対象事業	交付対象	期間
バリアフリー基準適合証明申請経費補助	復興住宅新築を申請する者で以下に該当するもの。 バリアフリー基準適合証明申請経費評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の9の9-1(3)ハ等級3の基準を満たすもの。（既存住宅の購入にあつては、同基準第5の9の9-1(4)ハ等級3の基準を満たすもの。）に適合していることを証明するための申請を設計業者等及び評価機関に依頼するもの。	

(補助対象経費)

第4条 この補助金の対象となる経費は、対象事業に要する利子補給相当額、復興住宅新築及びバリアフリー基準適合証明申請経費とする。

(補助金の算定方法)

第5条 この補助金の交付方法及び額は、次表に掲げる条件とする。

(1) 利子補給及び利子相当額補助

交付対象事業	算定方法
新築（新住宅債務）	(1) 補助限度額となる対象工事費は、以下の金額を上限とする。ただし、借入額が補助限度額を下回る場合は、借入額を上限とする（1,000円未満の端数切捨て）。 ① 住宅の建設又は購入を目的として資金を借り入れた者にあつては、当該借入金利子相当額（年利8.0%を限度とする。以下同じ。）457万円 ② 住宅のための用地の購入を目的として資金を借り入れた者にあつては、当該借入金利子相当額 206万円 ③ 住宅のための用地の造成を目的として資金を借り入れた者にあつては、当該借入金利子相当額 59万7千円
補修又は改修	(1) 補助限度額となる対象工事費は、補修資金の640万円を上限とする。ただし、借入額が補助限度額を下回る場合は、借入額を上限とする。 (2) 金利は、1.0パーセントを上限とする。ただし、借入利率が金利を下回る場合は、借入利率を上限とする。 (3) 利子補給額は、1月1日から同年12月31日までの期間における補助

	<p>対象経費から他の補助金等を控除した額とする（1,000円未満の端数切捨て）。</p> <p>(4) 利子補給期間は、借入金の第1回目の償還日から、当該償還日から起算して5年を経過する日又は60回目（60回に満たない場合は最終回。）の償還が終了する日のいずれか早い日までとする。</p>
<p>既往住宅債務</p> <p>※ 右欄のうち、(1)又は(2)により算出</p>	<p>(1) 既往住宅債務の最終償還日までの償還予定表がある場合は、既往住宅債務の償還予定表に記載された新住宅債務の金銭消費貸借契約日の属する月から5年又は60回（60回に満たない場合は最終回。）のうちいずれか早いものの支払予定利子額の合計額（1,000円未満の端数切捨て）を一括して補助する。</p> <p>(2) 既往住宅債務の最終償還日までの償還予定表がない場合は、新住宅債務の金銭消費貸借契約日の前月末日の既往住宅債務の融資残高Aを次の①から④の条件により償還した場合の第1回から第60回（60回に満たない場合は最終回。）までの利子額（1,000円未満の端数切捨て）を一括して補助する。</p> <p>① 償還方法 元利均等毎月償還</p> <p>② 金利 基準日現在の既往住宅債務の金利</p> <p>③ 償還回数 新住宅債務に係る金銭消費貸借契約日の属する月から既往住宅債務の最終償還日の属する月までの月数</p> <p>④ 毎月償還額及び利子額の計算方法</p> <p>(ア) $\text{毎月償還額} = \frac{A \times (\text{金利} / 100) / 12}{1 - \{1 + (\text{金利} / 100) / 12\}^{-\text{償還回数}}}$</p> <p>(イ) 上記のうち利子額 = (毎月の償還日直前の融資残高) × (金利 / 100) / 12</p> <p>利子補給額は、対象者が上記新築、補修又は改修により借り入れた額を超えないものとする。</p>

(2) 復興住宅新築

交付対象事業	算定方法
復興住宅新築	<p>(1) 復興住宅新築の補助金の額は、次に掲げる経費の合計とし、215万5,000円を上限とする。</p> <p>① バリアフリー対応経費 補助金の額は、住宅の床面積ごとに、それぞれ次に掲げる額のいずれかとする。</p> <p>イ 75平方メートル未満の場合 40万円</p> <p>ロ 75平方メートル以上120平方メートル未満の場合 60万円</p> <p>ハ 120平方メートル以上の場合 90万円</p> <p>② 県産材使用 補助金の額は、県産材の使用量ごとに、それぞれ次に掲げる額のいずれかとする。</p> <p>イ 1立方メートル以上10立方メートル未満の場合 1立方メートル毎 1万円（1,000円未満切捨て）</p> <p>ロ 10立方メートル以上20立方メートル未満の場合 20万円</p> <p>ハ 20立方メートル以上30立方メートル未満の場合 30万円</p> <p>ニ 30立方メートル以上の場合 40万円</p> <p>③ 地域産材使用 補助金の額は、地域産材の使用量ごとに、県産材使用補助額の1/2を上限（1,000円未満の端数切捨て）とし、その使用量は県産材使用量と同量とする。</p> <p>④ 給水装置工事費 補助金の額は、給水装置の設置に要する経費に2分の1を乗じて得た額とし、20万円（1,000円未満の端数切捨て）を上限とする。</p> <p>⑤ 排水設備工事費 補助金の額は、排水設備の設置に要する経費に2分の1を乗じて得た額とし、17万5,000円（1,000円未満の端数切捨て）を上限とする。</p> <p>⑥ 移転費用補助 補助金の額は、移転に要した経費とし、20万円（1,000円未満の端数切捨て）を上限とする。</p> <p>⑦ 景観再生補助 補助金の額は、道路に接する1辺の1/2以上のコンクリート擁壁等人工物を除く生垣等の設置に係る経費に2分の1を</p>

	<p>乗じて得た額で、5万円（1,000円未満の端数切捨て）を上限とし、野田村商工会が発行する商品券で補助するものとする。</p> <p>(2) 復興住宅新築の補助は、①～⑦の工事ごとに1住戸につき1回とする。</p>
--	---

(3) バリアフリー基準適合証明申請経費補助

交付対象事業	算定方法
バリアフリー基準適合証明申請経費補助	バリアフリー基準適合証明申請経費 補助金の額は、評価機関へ支払った金額及び設計業者等に支払った手数料（上限3万円、1,000円未満端数切捨て）の合計とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、生活再建住宅支援事業補助金交付承認申請書（様式第1号）に別表に掲げる書類を添えて村長に提出するものとする。

(補助金の交付決定の通知)

第7条 村長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る関係書類等の審査及び必要に応じ現地調査等を行ない、補助金を交付すべきものと決定したときは、速やかに補助金の交付額を決定をし、生活再建住宅支援事業補助金交付承認通知書（様式第2号）により申請者へ通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、第6条の規定による補助申請を取下げる場合は、生活再建住宅支援事業補助金交付承認申請取下げ申出書（様式第8号）を村長に提出するものとする。

(補助金の変更承認申請)

第9条 申請者は、第7条による交付の決定を受けた後において、当該決定を受けた内容に変更が生じた場合には、生活再建住宅支援事業補助金交付変更承認申請書（様式第3号）を村長に提出するものとする。

(変更等の承認通知)

第10条 村長は、前条の規定による書類を受理した場合において、承認申請に係る補助事業の内容が適正であると認めるときは、生活再建住宅支援事業補助金交付変更承認（不承認）通知書変更等承認通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 申請者は、第6条の規定による補助金の交付を受けようとするときは、生活再建住宅支援事業補助金交付請求書（様式第5号）に、交付対象事業ごとに必要とする書類を添えて村長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 村長は前条の規定による請求書を受理した場合において、当該書類を審査し、必要に応じ現地調査を行い、補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の決定等の取消し)

第13条 村長は、補助金の承認を受けた者が、不正な手段により補助金の交付を受けたと判断した場合は、当該交付の決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。

(繰上償還)

第14条 補助金の交付を受けた者が繰上償還を行ったときは、繰上償還報告書（様式第7号）を速やかに村長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第15条 村長は、第13の規定により補助金の承認を取り消したときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(報告、調査及び指示)

第16条 村長は、補助金の交付に関し、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し報告を求め、当該住宅に係る帳簿、書類その他必要な物件を調査し、又は必要な事項を指示することができる。

(補則)

第17条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

附 則 (平成24年10月9日告示第59号)

この要綱は、平成24年10月9日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

附 則 (平成25年5月23日告示第33号)

この告示は、平成25年5月23日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

附 則 (平成25年6月25日告示第42号)

この告示は、平成25年6月25日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

附 則 (平成25年12月10日告示第79号)

この告示は、平成25年12月10日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

附 則（平成26年3月31日告示第87号）

この告示は、平成26年3月31日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

附 則（平成26年5月22日告示第31号）

この要綱は、平成26年5月22日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

附 則（平成26年6月23日告示第40号）

1 この要綱は、平成26年6月23日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

2 第5条の規定にかかわらず、平成23年3月11日から平成26年3月31日までの間に第2条第6号に規定する復興住宅の引渡しを受けた者にあつては、「457万円」とあるのは「444万円」、「59万7千円」とあるのは「58万円」とする。

附 則（平成27年12月28日告示第72号）

この要綱は、平成27年12月28日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

前 文（抄）（平成30年3月12日告示第12号）

平成30年4月1日から施行する。

前 文（抄）（令和3年3月18日告示第11号）

令和3年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

交付対象事業	必要書類
利子補給	様式1別紙1に定める
復興住宅新築	様式1別紙2に定める
バリアフリー基準適合証明申請経費	評価機関発行の領収書など支払い状況がわかるもの